

石川県公報

平成30年5月1日
第13101号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		○歳入の徴収事務の委託 (少子化対策監室)	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○歳入の徴収及び支出の事務の委託 (森林管理課)	3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同)	1	○保安林の指定の予定 (同)	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	2	○県道の区域の変更 (道路整備課)	4
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○県道の供用の開始 (同)	5
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	公 告	
		○入札公告 (危機対策課)	5

告 示

石川県告示第193号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
1771300835	株式会社 北陸福祉医療開発	ヘルパーステーション レインボー 野々市市高橋町2番12号	平成30年 4月1日	訪問介護
1760591253	株式会社 和	訪問看護ステーション 和 珠洲市飯田町か部14番1	〃	訪問看護
1760691269	加賀市	加賀市医療センター訪問看護ステーション 加賀市作見町36番地	〃	〃
1761391273	株式会社 すずらん	訪問看護ステーションりんご 野々市市本町5-11-17 MKKビル1F 102	〃	〃
1772300479	株式会社 トリプルエイチ	プラトリーハセンター能美3号店 能美市五間堂町戊46番地6	〃	通所介護
1772300487	社会福祉法人 陽翠水	デイサービス零 能美市緑が丘11丁目49番地1	〃	〃
1712210614	白山石川医療企業団	ショートステイ つるぎ 白山市鶴来水戸町ノ1番地	〃	短期入所 生活介護

石川県告示第194号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1771300835	株式会社 北陸福祉医療開発	居宅介護支援事業所 レインボー 野々市市高橋町2番12号	平成30年 4月1日	居宅介護 支援

石川県告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1760591253	株式会社 和	訪問看護ステーション 和 珠洲市飯田町か部14番1	平成30年 4月1日	介護予防訪問 看護
1760691269	加賀市	加賀市医療センター訪問看護ステーション 加賀市作見町リ36番地	〃	〃
1761391273	株式会社 すずらん	訪問看護ステーションりんご 野々市市本町5-11-17 MKKビル1F 102	〃	〃
1712210614	白山石川医療企業団	ショートステイ つるぎ 白山市鶴来水戸町ノ1番地	〃	介護予防短期 入所生活介護

石川県告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1772200471	特定非営利活動法人 白山コア ラ	訪問介護事業所 白山コア 白山市千代野東6丁目19番地6	訪問介護	平成29年 11月27日
1771700265	社会福祉法人 長寿会	第二長寿園訪問介護サービスセンター 鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3	〃	平成30年 2月26日
1772300404	株式会社 ピーディーエスプラ トー	プラトリーハセンター能美3号店 能美市五間堂町戊46番6	通所介護	平成30年 2月28日
1760691012	株式会社 サンウェルズ	サンウェルズ訪問看護ステーション 加賀市河原町ホ36	訪問看護	平成30年 3月6日

石川県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1772200471	特定非営利活動法人 白山コア ラ	訪問介護事業所 白山コア ラ 白山市千代野東6丁目19番地6	介護予防 訪問介護	平成29年 11月27日
1771700265	社会福祉法人 長寿会	第二長寿園訪問介護サービスセンター 鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3	〃	平成30年 2月26日
1772300404	株式会社 ピーディーエスプラ トー	プラトリーハセンター能美3号店 能美市五間堂町戊46番6	介護予防 通所介護	平成30年 2月28日
1760691012	株式会社 サンウェルズ	サンウェルズ訪問看護ステーション 加賀市河原町ホ36	介護予防 訪問看護	平成30年 3月6日

石川県告示第198号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
保育士登録に係る手数料の徴収事務	東京都千代田区麹町 1丁目6番地2	社会福祉法人日本保 育協会	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

石川県告示第199号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収及び支出の事務を委託した。

平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の徴収事務	金沢市東杖爪町1丁目23番1	石川県森林組合連 合会	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
石川県林業・木材産業改善資金貸付金の支出事務	〃	〃	〃

石川県告示第200号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

七尾市大泊町六4、7、8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

七尾市山崎町池ノ原1の42、1の74、2の14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

羽咋郡宝達志水町向瀬マ18の1、20から26まで、81、石坂ホ98から103まで、1021、1023、1033、1034

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年5月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
布橋出合線	小松市光谷町ワ28番1地先から 白山市出合町ラ19番1地先まで	旧	2.80~3.70 152.0	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	4.50~8.60 152.0	

石川県告示第202号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成30年5月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
布橋出合線	小松市光谷町ワ28番1地先から 白山市出合町ラ19番1地先まで	平成30年5月1日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年5月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

石川県原子力防災基礎研修業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成30年8月31日まで

(4) 実施日及び場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

石川県原子力防災基礎研修業務委託にかかる一切の経費を含めた金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 国または地方公共団体と、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に当該業務と同種の原子力研修業務を履行した実績があることを証明できること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、平成30年5月21日（月）までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策課防災グループ 電話番号 076-225-1482

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年5月30日(水)正午(郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成30年5月30日(水)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の審査

この公告による入札に参加を希望する者は、2(4)に係る事項を証明する書類を平成30年5月21日(月)までに石川県危機管理監室危機対策課防災グループに提出すること。

(5) 契約書の要否

要

(6) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。